



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|---|
| Title | 雑報 |
| Citation | 北大法学論集, 41(1), 373-375 |
| Issue Date | 1990-11-30 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/16758 |
| Type | other |
| File Information | 41(1)_p373-375.pdf |



北海道大学法学部法学会記事

○平成元年九月一四日（木）午後二時より

「神聖ローマ帝国の最高裁判権——その成立から一八世紀末までの歴史の比較検討」

報告者

ヘルンハルト・デイーステルカンブ氏

（フランクフルト大学教授）

○平成元年一〇月一三日（金）午後二時より

「ナチス時代の国法及び行政法理論」

報告者

ミヒャエル・シュトライス氏

（フランクフルト大学教授）

○平成元年一〇月二七日（金）午後一時半より

「行政改革の政治過程」

報告者

神原 勝 氏

（北海道大学法学部教授）

本報告は、第二臨調の設置に始まる行政改革の政治過程を、臨調という制度主体に内在せしめられた政治的論理及び行政改革にかかわる政治主体（首相、政権党、大蔵省、財界など）の認識・行動・相互関係の分析を通して、八〇年代の行政改革の政治的性質を描こうとしたものである。報告者はかつて「転換期の政治過程——臨調の軌跡とその機能」（一九八六年）で、臨調活動の推移を追跡しているが、本報告では、いくつかの問題視角を設定して臨調行革の意味の再整理を試みた。報告の柱は、①行政改革の理念と対象②臨調行革の制度装置③財政再建の政治力学④行政改革の政治力学⑤行政改革の理念と政策などで、これらの観点から、国の一つの審議会にすぎない臨調が「もう一つの国会」「もう一つの政府」と称されるような政治機能的存在となり、あわせてこの制度装置を媒介にして新保守主義的な政策潮流が形成されていく過程を分析した。

○平成元年一二月二四日（金）午後一時半より

「刑事訴訟費用と憲法」

報告者

白取 祐 司 氏

（北海道大学法学部助教授）

〔要旨〕

訴訟費用を被告人に負担させることは、憲法三七条二項、同三項に違反するのではないか。この点について、判例は一貫して合憲であると判示しているが（最大判昭二五・六・七、最三小判昭六三・九・二七等）、なお疑問がある。確かに、「貧困者」に関しては一九五三年の刑訴法の大改正で一八一条一項に但書が付され、立法的な解決をみた。しかし、憲法三七条二項は貧困か否か区別することなく、「公費で」証人を喚問する権利を認めているし、同三項は費用負担できない者のための国選弁護権を認めている。旧法と比べても、無料であったための国選弁護権が現行法になって「国選弁護」に括られたために却って（有罪の場合に）有料になったという改悪現象も生じている。最三小判昭六三・九・二七の伊藤意見も指摘するように、貧困な被告人が将来の費用負担を命じられることを慮って国選弁護人を付すことを避ける事態も考えられるし、同様のことは証人喚問権についてもいえる。立法論として、有罪確定者に原則として訴訟費用を負担させる建前そのものを見直す必要があると考える。なお、右昭六三・九・二七の最判に関して、白取祐司「判例評釈」判例評論三七〇号六五頁（判時一三二四号）参照。

○平成元年二月一日（金）午後二時半より

「国際私法における例外条項と方法論的課題」

報告者 奥田安弘氏

（北海道大学法学部助教授）

わが国の国際私法学界においては、とりわけ先般の法例改正に関連して、いわゆる「例外条項」が話題になってきた。ところが、例外条項に関する詳細な研究は、これまでわが国に欠けていたので、報告者は、これをいち早く立法化したスイス法の解明に努めたことがある（本誌四〇巻三号六一七頁以下参照）。本報告は、このスイス法研究を土台として、わが国の国際私法における例外条項の必要性ならびに解釈論・立法論としての導入の可能性を検討したものである。

ここでは、結論だけを要約しておく、わが国の判例・学説は、従来、法性決定・反致・公序・実効の国籍論・契約における黙示的意思の探究などのテクニクを駆使して、実質的に法例の規定を改変してきたが、ここでは、法例によって指定された準拠法が事案とわずかの関係しか持たず、むしろ他の法が明らかにより密接な関係の法であることを率直に認めようとしてこなかった。しかし、上記のテクニクは、それぞれに固有の目的を持っているわけであり、これらを便宜的に連結点の是正

のために流用することは、国際私法の方法論を歪めることになるであろう。

とりわけ財産法の分野は、今回の改正の対象から外されていたため、法制制定当時の立法者が今日のような国際取引の発展を予測していたとは言い難い。そこで、この分野では、条理として例外条項を解釈上認めることが可能である。これに対して、家族法の分野では、これまで反致・公序の便宜的流用が目立っていた婚姻・親子の規定は、このたび改正されたので、解釈論として例外を認めることは困難になってしまった。なぜなら、今回の改正は、渉外的家族法関係の現状を十分に認識した上で、最も密接な関係の法が指定されるよう行われたものと理解されるからである。

そこで、将来における新たな改正に向けて、立法論が問題となるが、わが国とスイスとは、通常の準拠法の決定、とりわけ属人法の決定基準・規定の詳細度などが非常に異なっている。したがって、これらの点が今後も基本線として維持されるならば、今回の法例改正に際して主張されたようなスイス国際私法一五条にならった規定の導入は、必ずしも適切ではなく、むしろわが国独自の例外条項を考える必要性が出てくる。